

独立行政法人都市再生機構が発行する ソーシャルボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、独立行政法人都市再生機構（以下「UR 都市機構」といいます。）が2020年9月3日に条件決定いたしましたソーシャルボンドの引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

UR 都市機構は、みずほ証券株式会社および株式会社みずほ銀行を共同でソーシャル・ファイナンス・ストラクチャリング・エージェント^(※1)に起用し、国際資本市場協会(ICMA)が定めるソーシャルボンド原則^(※2)に準拠したソーシャル・ファイナンス・フレームワークを策定するとともに、2020年8月17日、株式会社格付投資情報センターからソーシャル・ファイナンス^(※3)に関する第三者評価「R&I ソーシャルファイナンスオピニオン」を取得しました。

UR 都市機構は、人口減少、少子高齢化、東京一極集中という経済社会構造上の大きな課題や、巨大地震や気候変動に対応するための防災、減災、老朽化対策の必要性といった我が国が抱える社会的課題の解決に、まちづくりや住まいづくりを通じて取り組んでおり、ソーシャルボンドで調達する資金は、「都市再生業務」および「宅地造成等経過業務」（＝ソーシャルプロジェクト）に充当されます。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるESG（環境・社会・ガバナンス）債の専門的な情報収集、お客さまのESG債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

これらの取り組みにより、当社はソーシャルボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのESG債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、ESGをはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以 上

- ※1 ソーシャル・ファイナンス・フレームワークの策定及び外部評価の取得に関する助言等を通じてソーシャル・ファイナンスを支援する機関。
- ※2 ソーシャルボンド市場の秩序だった発展を促進するための自主的な手続きに関するガイドラインとして国際資本市場協会（ICMA）より、2017年6月に公表されたもの。
- ※3 調達資金の用途が、社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）を有する負債性資金調達全般（ボンドやローンを内包）を指す。